

島田市告示第252号

島田市トイレカー広告掲載要綱を次のように定める。

令和2年10月1日

島田市長 染谷 絹代

島田市トイレカー広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、トイレカーへの広告の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) トイレカー 公用車のうち、特種用途自動車トイレを有するものをいう。
- (2) 広告主 トイレカーへ広告を掲載するものをいう。

(広告の内容等)

第3条 トイレカーに掲載する広告の内容は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反するもの
- (2) 公の秩序若しくは善良の風俗を害するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義又は主張に当たるもの
- (6) 著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (7) 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれのあるもの
- (8) 犯罪を誘発するもの又はそのおそれのあるもの
- (9) 事実と異なる内容を含むもの
- (10) 広告の内容について市が推奨しているかのような誤解を招くもの又はそのおそれのあるもの
- (11) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として市長が適当でないとするもの

2 次に掲げるものが広告主となる広告は、トイレカーに掲載しない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されているもの
- (2) 島田市入札参加制限等措置要綱（平成19年島田市告示第159号）第3条又は第4条の規定により入札参加制限を受けているもの
- (3) 市税を滞納している、又は正当な理由なく市に対する債務を履行していないもの
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続をしているもの（更生計画又は再生計画の認可の決定を受けているものを除く。）
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

第2条第2項に規定する風俗営業者

- (6) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第2項に規定する貸金業者であつて、かつ、銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する銀行でないもの
- (7) 政治性又は宗教性のある事業を行うもの
- (8) 島田市暴力団排除条例（平成24年島田市条例第31号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないとするもの
（広告の掲載の位置、掲載料等）

第4条 広告の掲載の位置及び規格並びに掲載料は、別表のとおりとする。

（広告の掲載方法）

第5条 広告の掲載は、広告の内容を表示したフィルム又はマグネットシートを車体に貼り付ける方法により行うものとし、車体に塗装する方法により行うことはできないものとする。

2 前項の場合において、当該フィルム及びマグネットシートの材質は、次に掲げる要件を満たすものでなくてはならない。

- (1) 次条に規定する掲載期間中に車体から剥離しないものであること。
- (2) 広告物の撤去の際に車体の塗装の剥離を生じさせないものであること。

（掲載期間）

第6条 広告の掲載の期間（以下「掲載期間」という。）は、2年とする。

（広告の掲載の申込み）

第7条 広告の掲載をしようとするものは、市長が別に定める日までに、トイレカー広告掲載申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申し込まなければならない。

- (1) 広告の図案及びその内容が分かる書類
- (2) 直近1事業年度分の貸借対照表及び損益計算書並びに事業報告書又はこれらに準ずるものとして市長が認める書類
- (3) 直近1事業年度分の納税に関する証明書のうち別に定めるもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の場合において、申込みをしようとするものが法人その他の団体であるときは、同項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 法人等の概要を記載した書類
- (2) 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- (3) 法人の登記事項証明書（法人である場合に限る。）

（広告の掲載の決定）

第8条 市長は、前条の規定により申込みがあつたときは、その内容を審査し、広告の掲載の可否を決定し、トイレカー広告掲載（不掲載）決定通知書（様式第2号）により、当該申込みをしたものに通知するものとする。

（広告物の貼付け及び撤去）

第9条 広告主は、前条の規定による掲載の決定（以下「掲載決定」という。）を受けた後に広告物の貼付けを行い、掲載期間が満了したとき、又は第14条の規定により

掲載決定が取り消されたときは、速やかに当該広告物を撤去しなければならない。

- 2 広告物の貼付け及び撤去に関する作業は、広告主の責任において行い、当該作業の日程等については、市と広告主とで協議して決定するものとする。

(費用負担等)

第10条 広告物の制作、貼付け並びに維持及び補修に関する費用並びに掲載期間が満了したとき、又は第14条の規定により掲載を取り消されたときの広告物の撤去及び処分に関する費用は、広告主が負担するものとする。

- 2 広告物の貼付け、撤去並びに維持及び補修に関する作業により車体の塗装の剝離が生じたときは、広告主の負担により原状に回復しなければならない。

- 3 掲載期間中に市の責めに帰すべき事由により広告物の破損、汚損等が生じたときは、市の負担により原状に回復するものとする。

- 4 市長は、前項に規定する場合のほか、広告物の破損、汚損等により美観を損なうおそれがあると認めるときは、広告主に当該広告物を原状に回復するよう求めることができる。

(掲載料の納入)

第11条 広告主は、当該広告に係る当該年度分の掲載料を市長が指定する日までに納入しなければならない。

- 2 既に納入された掲載料は、返還しない。ただし、第14条第1項第8号に掲げる場合に該当することにより掲載決定を取り消したときは、この限りでない。

(広告の掲載の取下げ)

第12条 広告主は、広告の掲載を取り下げようとするときは、トイレカー広告掲載取下げ申出書(様式第3号)により、市長に申し出なければならない。

(広告の内容の修正)

第13条 市長は、広告の内容が第3条第1項の規定に反すると認めるときは、いつでも、広告主にその修正を求めることができる。

(広告の掲載の取消し)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、掲載期間中であっても、掲載決定を取り消すことができる。

- (1) 第11条第1項の市長が指定する日までに掲載料の納入がないとき。
- (2) 広告主が第3条第2項各号のいずれかに該当することが明らかとなったとき。
- (3) 広告主が法令等に違反し、又は違反するおそれがあるとき。
- (4) 広告主の社会的又は経済的信用を著しく失墜させる事由が発生したとき。
- (5) 第12条の規定により、広告の掲載の取下げの申出があったとき。
- (6) 前条に規定する修正に応じないとき。
- (7) 天災その他市の責めに帰すことができない事由により広告の掲載を継続することが困難となったとき。
- (8) 市の業務上やむを得ない事由が生じたとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、広告の掲載を継続することが適切でないと市長が認めるとき。

- 2 市長は、前項の規定により掲載決定を取り消したときは、トイレカー広告掲載決

定取消通知書（様式第4号）により、当該広告主に通知するものとする。

- 3 第1項の規定により掲載決定を取り消した場合であっても、市長は、当該広告主に対して一切の補償を行わないものとする。

（広告主の責務）

第15条 広告主は、広告の内容等、掲載した広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告の内容が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関わる財産権の全てにつき権利処理が完了していることを市長に対して保証するものとする。

- 3 広告主は、広告の掲載により第三者との間に紛争を生じた場合は、広告主の責任及び負担において解決を図らなければならない。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公示の日から施行する。

（準備行為）

- 2 第7条の規定による広告の掲載の申込み、第8条の規定による広告の掲載の決定及び第9条の規定による広告物の貼付け並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この告示の施行前においても、第3条から第15条まで（第11条を除く。）の規定の例により行うことができる。

別表（第4条関係）

掲載の位置	規格		掲載料
	縦	横	
車両左側面前方	50cm以内	100cm以内	1年につき20,000円
車両左側面後方	50cm以内	100cm以内	1年につき20,000円
車両右側面前方	50cm以内	100cm以内	1年につき20,000円
車両右側面後方	50cm以内	100cm以内	1年につき20,000円
車両後面	60cm以内	60cm以内	1年につき10,000円

備考 掲載期間が当該年度において1年に満たない場合の掲載料の算定は、月割計算とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

様式第1号（第7条関係）

トイレカー広告掲載申込書

年 月 日

島田市長

住所 } 法人その他の団体にあつては、
その主たる事務所の所在地

申込者氏名 } 法人その他の団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名 印

電話番号

トイレカーに広告を掲載したいので、次のとおり申し込みます。

1 掲載期間等

掲載期間	年 月 日から 年 月 日まで	
広告の内容		
希望掲載位置	<input type="checkbox"/> 車両左側面前方	1年につき20,000円
	<input type="checkbox"/> 車両左側面後方	1年につき20,000円
	<input type="checkbox"/> 車両右側面前方	1年につき20,000円
	<input type="checkbox"/> 車両右側面後方	1年につき20,000円
	<input type="checkbox"/> 車両後面	1年につき10,000円
掲載方法		
連絡先	担当者の氏名	
	電話番号	

2 添付書類

- (1) 広告の図案及び内容が分かる書類
- (2) 直近1事業年度分の貸借対照表及び損益計算書並びに事業報告書又はこれらに準ずるものとして市長が認める書類
- (3) 直近1事業年度分の納税に関する証明書のうち別に定めるもの
- (4) 法人等の概要を記載した書類（法人その他の団体である場合に限る。）

- (5) 定款、寄附行為その他これらに類する書類（法人その他の団体である場合に限る。）
- (6) 法人の登記事項証明書（法人である場合に限る。）
- (7) (1)から(6)までに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(注) 希望掲載位置については、希望する掲載位置の□にレ印を記入してください。

様式第2号（第8条関係）

トイレカー広告 掲載
不掲載 決定通知書

第 号
年 月 日

様

島田市長



年 月 日付けで申込みのあったトイレカーへの広告の掲載について、次のとおり決定しましたので、通知します。

決定区分	掲載 ・ 不掲載
掲載期間	年 月 日から 年 月 日まで
掲載位置	
掲載料	円
納入方法	
不掲載の場合は、その理由	
備考	

様式第3号（第12条関係）

トイレカー広告掲載取下げ申出書

年 月 日

島田市長

住 所 { 法人その他の団体にあつては、
その主たる事務所の所在地 }
申出者 氏 名 { 法人その他の団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名 } (印)
電話番号

次の理由によりトイレカーの広告の掲載を取り下げたいので、次のとおり申し出ます。

取下げの理由

様式第4号（第14条関係）

トイレカー広告掲載決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

島田市長



次の理由によりトイレカーへの広告の掲載に係る決定を取り消したので、島田市トイレカー広告掲載要綱第14条第2項の規定により通知します。

なお、同条第3項の規定により、この取消しに関する一切の補償は行わないものとしします。

取 消 年 月 日	年 月 日
取 消 理 由	